主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中一五〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人は大森正一の上告趣意は、末尾添附別紙記載のとおりである。

論旨は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条 を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見て主文のとおり決定する。

昭和二五年二月六日

最高裁判所第三小法廷

找判長裁判[官	長	谷	Ш	太	_	郎
裁判	官	井		上			登
裁判	官	島					保
裁判	官	河		村	又		介